

修正箇所 新旧対象表（令和6年12月公表）

| 文書 | ページ | | 章・番号等 | 項目 | 旧 | 新 |
|---------|-------|-------|----------------------|----------------------------|--|---|
| | 旧 | 新 | | | | |
| 募集要項 | 10 | 10 | 第2章-3-(6) | 現地確認 | 1日を上限に確認することができる。 | 1日を上限に <u>最大でOM業務2班、CS業務1班（各班5名以内）体制</u> で確認することができる。 |
| 募集要項 | 16 | 16 | 別紙1 リスクの負担区分 | 施設リスク（受託事業者への業務移管時） | 包括的民間委託開始に際しての <u>対象業務及び施設</u> の確認に関するもの | 包括的民間委託開始に際しての施設の確認に関するもの |
| 募集要項 | 17 | 17 | 別紙1 リスクの負担区分 | 計画外工事発生リスク | <u>契約締結時に取り交わした施設更新及び計画修繕からの変更に伴う所要費用の変動に関するもの</u> | 削除 |
| 募集要項 | 18 | 18 | 別紙2 非常事態等発生時における役割分担 | 大雨洪水警報の発令（施設の浸水被害が想定される場合） | 緊急出動による待機 役割分担 <u>市：△(※)</u> 、受託事業者：○ | 緊急出動による待機 役割分担 <u>市：○</u> 、受託事業者：○ |
| 募集要項 | 20 | 20 | 別紙3 修繕費用の取扱い | 欄外 | ※10万円以上の修繕は3条と4条が混在することから、内容により対応主体は双方協議して決定する。 | ※10万円以上の修繕は3条と4条が混在することから、内容により対応主体は双方協議して決定する。 <u>なお、緊急修繕を要する場合は、上表によらないことがある（費用の負担区分は上表のとおり）。</u> |
| 募集要項別冊2 | 様式A-4 | 様式A-4 | | 現地確認希望調書 | 2. 現地確認希望施設 ・ ・ ・ ・ ・ | 2. 現地確認希望施設 <u>及び業務</u> <u>OM施設</u> <u>CS業務</u> ・ <u>・</u> ・ <u>・</u> ・ <u>・</u> ・ <u>・</u> ・ <u>・</u> |
| 要求水準書 | 4 | 4 | 第2章1-1(2)ア | 運転監視制御業務 | ア 運転監視制御業務 水源、浄水場、ポンプ所、配水池等の運転監視制御業務を、年間を通じて24時間行うこと。 水需要に応じて、必要な設備・機械を適切かつ効率的に運転し、取水量・送水量を調整して安定した水量と水圧を確保すること。なお、従来の手法については「添付資料3 参考仕様書 番号1」のとおり。 (略) | ア 運転監視制御業務 水源、浄水場、ポンプ所、配水池等の運転監視制御業務を、年間を通じて24時間行うこと。 水需要に応じて、必要な設備・機械を適切かつ効率的に運転し、取水量・送水量を調整して安定した水量と「 <u>添付資料2 資料集 番号7</u> 」の水圧を確保すること。なお、従来の手法については「添付資料3 参考仕様書 番号1」のとおり。 (略) |

| 文書 | ページ | | 章・番号等 | 項目 | 旧 | 新 |
|-------|-----|---|------------|-------------|---|--|
| | 旧 | 新 | | | | |
| 要求水準書 | 5 | 5 | 第2章1-1(2)イ | 水質検査補助 | イ 水質検査補助 市の行う水質検査の補助を行うこと。また、採水方法については市の指導及び指示を受けること。なお、従来の採水頻度や採水場所については「添付資料3 参考仕様書 番号2」のとおり。 【主な業務】 ○市の水質検査計画に基づく検体採水 | イ 水質検査補助 市の行う水質検査の補助を行うこと。また、採水方法及び採水場所については市の指導及び指示を受けること。なお、従来の採水頻度については「添付資料3 参考仕様書 番号2」のとおり。 【主な業務】 ○市の水質検査計画に基づく検体採水 ○隔週検査の検体採水 ○毎日検査の実施及び報告 |
| 要求水準書 | 5 | 5 | 第2章1-1(2)ウ | 薬品管理 | ウ 薬品管理 浄水処理等に使用する次亜塩素酸ナトリウム、水酸化ナトリウム（苛性ソーダ）、ポリ塩化アルミニウム（PAC）の品質に関しては、JWWA規格及び「水道施設の技術的基準を定める省令」別表第1に掲げる項目に基づき、市の承認を得て調達するとともに、適切な管理を行うこと。また、薬品の使用に当たっては、「添付資料2 資料集 番号9」の水質を保持すること。 （略） | ウ 薬品管理 浄水処理等に使用する次亜塩素酸ナトリウム、水酸化ナトリウム（苛性ソーダ）、ポリ塩化アルミニウム（PAC）の品質に関しては、JWWA規格及び「水道施設の技術的基準を定める省令」別表第1に掲げる項目に基づくこととし、単価と品質を事前に市の承認を得たうえで薬品を調達するとともに、適切な管理を行うこと。また、薬品の使用に当たっては、「添付資料2 資料集 番号7」の水質を保持すること。 （略） |
| 要求水準書 | 8 | 8 | 第2章1-3 | 運營業務に係る要求水準 | 次に掲げる業務の実施にあたっては、対象業務を十分理解し、適切な実施体制で臨むこととし、その具体的手法は自らが積極的に創意工夫を発揮し、培ってきたノウハウを活用すること。 また、受託事業者は上下水道事業の公益性を認識し、市民対応を行うこと。 | 次に掲げる業務の実施にあたっては、対象業務を十分理解し、適切な実施体制で臨むこととし、その具体的手法は自らが積極的に創意工夫を発揮し、培ってきたノウハウを活用すること。 <u>なお、各業務のスケジュールについては事前に市と協議を行うこと。</u> また、受託事業者は上下水道事業の公益性を認識し、市民対応を行うこと。 |

| 文書 | ページ | | 章・番号等 | 項目 | 旧 | 新 |
|-------|-----|----|------------|--------|--|---|
| | 旧 | 新 | | | | |
| 要求水準書 | 11 | 11 | 第2章1-3(6) | 停水対応業務 | (6) 停水対応業務 催告の納期限を超過して未収となっている上下水道料金が2期以上ある使用者について、停水予告通知書を作成・発送する。また、停水予告通知書の納期限までに上下水道料金の支払いが認められない使用者については、給水停止通知書を作成し給水停止を執行する。上下水道料金の支払いが認められれば、給水停止の解除を行う。 (略) | (6) 停水対応業務 催告の納期限を超過して未収となっている上下水道料金が2期以上ある使用者について、停水予告通知書を作成・発送する <u>こと</u> 。また、停水予告通知書の納期限までに上下水道料金の支払いが認められない使用者については、給水停止通知書を作成し給水停止を執行する <u>こと</u> 。 <u>ただし、上下水道料金の支払約束があった使用者については、給水停水の執行を猶予すること。</u> <u>なお、過去に支払約束を履行されなかったことがある場合等は、市の指示に従うこと。</u> 給水停止執行後に、上下水道料金の支払いが認められれば、給水停止の解除を行う <u>こと</u> 。 (略) |
| 要求水準書 | 13 | 13 | 第2章1-6(1)ア | 業務範囲 | ア 業務範囲 (略) 「添付資料3 参考 <u>様式</u> 番号51～53」による。 | ア 業務範囲 (略) 「添付資料3 参考 <u>仕様書</u> 番号51～53」による。 |
| 要求水準書 | 13 | 14 | 第2章1-6(1)イ | 業務の手順 | イ 業務の手順 <u>①</u> 管渠及びマンホールの調査 【主な業務】 ○調査計画書の作成 ○調査用TVカメラにより管渠（ヒューム管）の損傷劣化の状況を調査 (略) <u>②</u> 施設更新計画原案の作成業務 (略) | イ 業務の手順 <u>①</u> 施設の現状把握（「第2章1-2(1)下水道施設維持管理業務」による） <u>②</u> 管渠及びマンホールの調査 【主な業務】 ○調査計画書の作成 ○調査用TVカメラ <u>機器</u> により管渠（ヒューム管）の損傷劣化の状況を調査 (略) <u>③</u> 施設更新計画原案の作成業務 (略) |
| 要求水準書 | 15 | 16 | 第2章1-8(5) | 引継ぎ業務 | (5) 引継ぎ業務 受託事業者は、本事業の受託期間中に習得した各種業務のノウハウを市と共有すること。また、本事業の終了時に <u>甲</u> が他の業者に対象業務の全部又は一部を委託する場合には、技術の継承を含め原則として必要な引継ぎを行うと共に上下水道事業を実施するために必要な資料を市に引き渡しすること。 | (5) 引継ぎ業務 受託事業者は、本事業の受託期間中に習得した各種業務のノウハウを市と共有すること。また、本事業の終了時に <u>市</u> が他の業者に対象業務の全部又は一部を委託する場合には、技術の継承を含め原則として必要な引継ぎを行うと共に上下水道事業を実施するために必要な資料を市に引き渡しすること。 |

| 文書 | ページ | | 章・番号等 | 項目 | 旧 | 新 |
|------------|-----|----|--------|---------|---|--|
| | 旧 | 新 | | | | |
| 要求水準書 | - | 17 | 第2章4 | その他留意事項 | | <p><u>4 その他留意事項</u></p> <p><u>第2章1-1(3) 浄水施設等維持管理業務を実施するにあたり、下記の点について特に留意すること。</u></p> <p><u>①毎日巡回点検</u> 以下の対象施設において、1日1回以上巡回点検を実施すること。</p> <p><u>【対象施設】</u></p> <p><u>○第1浄水場（中区配水池含む）</u> <u>○第2浄水場（低区第2配水池含む）</u> <u>○第3浄水場</u> <u>○長谷山ポンプ所</u> <u>○芦原ポンプ所</u> <u>○宮ノ谷ポンプ所</u> <u>○高区中区連絡弁</u> <u>○高区配水池</u> <u>○低区第1配水池</u> <u>○芦原配水池</u> <u>○長谷山配水塔</u> <u>○中区加圧ポンプ所</u></p> <p><u>②毎月巡回点検</u> 「添付資料2 資料集 番号2」に示す施設のうち、水度減圧弁、久世減圧弁、低区減圧弁を除く全ての施設で月1回以上の現地点検を実施すること。</p> |
| 契約書 (案) | 12 | 12 | 第3章第1節 | 第45条第1項 | 契約期間において、 <u>第60条</u> 第3項に基づく協議にもかかわらず、本契約の締結後における法令変更により、甲が本事業の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、甲は、乙と協議の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。 | 契約期間において、 <u>第59条</u> 第3項に基づく協議にもかかわらず、本契約の締結後における法令変更により、甲が本事業の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、甲は、乙と協議の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。 |

| 文書 | ページ | | 章・番号等 | 項目 | 旧 | 新 |
|------------|-----|----|--------|---------|---|---|
| | 旧 | 新 | | | | |
| 契約書 (案) | 12 | 12 | 第3章第1節 | 第46条第1項 | 契約期間において、 第62条 第3項に基づく協議にもかかわらず、本契約の締結後における不可抗力により、甲が本事業の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、甲は、乙と協議の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。 | 契約期間において、 第61条 第3項に基づく協議にもかかわらず、本契約の締結後における不可抗力により、甲が本事業の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、甲は、乙と協議の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。 |
| 契約書 (案) | 21 | 21 | 別紙1 | 定義集 | 4. 「要求水準書」とは、本事業の公募手続において、甲が令和6年 10月15日 付で公表した城陽市水道事業及び下水道事業における包括的民間委託事業要求水準書（本契約に従ったその後の変更を含む。）をいう。 | 4. 「要求水準書」とは、本事業の公募手続において、甲が令和6年 11月8日 付で公表した城陽市水道事業及び下水道事業における包括的民間委託事業要求水準書（本契約に従ったその後の変更を含む。）をいう。 |
| 契約書 (案) | 21 | 21 | 別紙1 | 定義集 | 5. 「募集要項」とは、本事業の公募手続において甲が令和6年 10月15日 付で公表した城陽市水道事業及び下水道事業における包括的民間委託事業募集要項（それに関連する質問回答等による修正、追加等を含む。）をいう。 | 5. 「募集要項」とは、本事業の公募手続において甲が令和6年 11月8日 付で公表した城陽市水道事業及び下水道事業における包括的民間委託事業募集要項（それに関連する質問回答等による修正、追加等を含む。）をいう。 |